

●給与上手くんα/給与・賞与 Version 10.201

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 健康保険・介護保険

➢ 『令和2年3月健康保険料率・介護保険料率改正』に対応

■ 適用時期：**令和2年3月分（4月納付分）から適用**されます。

・全国健康保険協会（協会けんぽ）の令和2年度の都道府県単位の健康保険料率（特定保険料率及び基本保険料率）、介護保険料率が以下に変更されます。

●内訳の特定保険料率： 3.510%（1.755%） → **3.430%（1.715%）へ変更**

●介護保険料率： 1.730%（0.865%） → **1.790%（0.895%）へ変更**

«参考 URL»

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/>

◆ 雇用保険

➢ 64歳以上の被保険者の雇用保険料免除の経過措置が令和元年度末で終了

・令和2年4月1日より、満64歳以上の雇用保険被保険者にも雇用保険料の納付が必要になります。

➢ 『令和2年4月分からの雇用保険料率』について

・現状、未だ成立されていません。後日ご提供予定となります。

◆ 子ども・子育て拠出金率

➢ 令和2年4月分からの子ども・子育て拠出金率については現状、未だ成立されていません。

・後日ご提供予定となります。（昨年は平成31年3月31日付官報で発表がありました。）

※子ども子育て拠出金率は0.34% → **0.36%に引き上げ予定**です。

◆ その他の改良、修正を行いました。

📌注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

※詳細は、次ページからの“給与処理db【給与計算】(VERSION:10.201)の変更点”を参照してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:10.201）の変更点

バージョンアップ内容

I. 概要

1) 健康保険・介護保険

①『令和2年3月健康保険料率・介護保険料率改正』に対応

■適用時期：令和2年3月分（4月納付分）から適用されます。

・全国健康保険協会（協会けんぽ）の令和2年度の都道府県単位の健康保険料率（特定保険料率及び基本保険料率）、介護保険料率が以下に変更されます。。

●内訳の特定保険料率： 3.510%（1.755%） → 3.430%（1.715%）へ変更

●介護保険料率： 1.730%（0.865%） → 1.790%（0.895%）へ変更

«参考 URL»

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/>

2) 雇用保険

①64歳以上の被保険者の雇用保険料免除の経過措置が令和元年度末で終了

・令和2年4月1日より、満64歳以上の雇用保険被保険者にも雇用保険料の納付が必要になります。

②『令和2年4月分からの雇用保険料率』について

・現状、未だ成立されていません。後日ご提供予定となります。

3) 子ども・子育て拠出金率

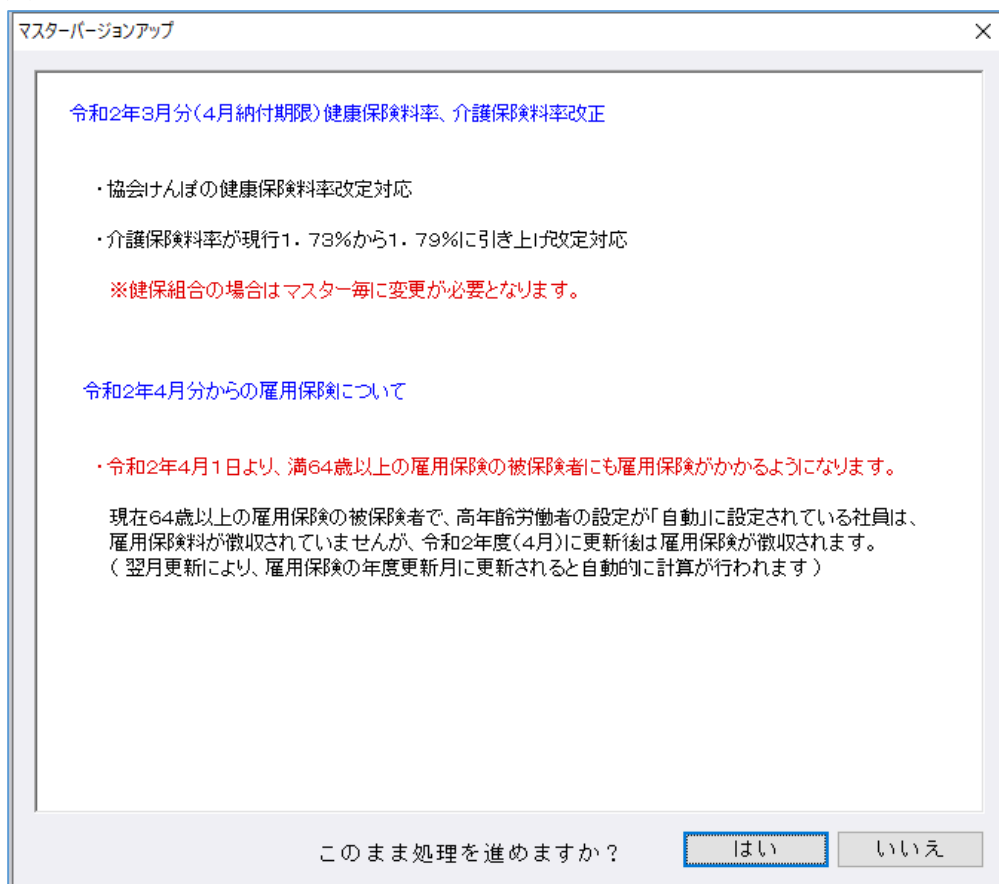
・令和2年4月分からの子ども・子育て拠出金率については現状、未だ成立されていません。

後日ご提供予定となります。（昨年（平成31年3月31日付官報）で発表がありました。）

※子ども子育て拠出金率は0.34% → 0.36%に引き上げ予定です。

改正内容

- 『令和元年給与マスター』において入力画面等を開くと、改正内容の情報を表示します。変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



I. 登録・導入／社会保険料額表

1) 【健康保険料】／協会管掌

①改正に伴い、下記テーブルを追加しました。

- ・バージョン：システム：02年03月001版 … 令和2年3月健康保険料率・介護保険料率の改正に対応しました。

※『健保組合』の場合はマスター毎に変更が必要となります。

II. 給与・賞与／給与・賞与

1) 雇用保険料

①令和2年4月分より、社員設定の社会保険タブ→高年齢労働者の判定が「自動」に設定されている満64歳以上の社員(※)であっても、雇用保険区分に設定されている事業の雇用保険料が算出されるようになります。

※令和2年3月までは経過措置として雇用保険料が免除されていました。

改良内容

I. 給与・賞与／出力処理

1) 賞与支払届

①出力オプションに「現物欄に0を出力する」を追加しました。初期値はチェックOFFです。

出力オプション

用紙選択
白紙

賞与無しは出力しない
 同一月累計
 健康保険番号
厚生年金番号を出力する
 生年月日を出力する
 氏名を出力する
 通貨によるものの額を出力する
 現物欄に0を出力する
 役職名を出力する



大阪 一郎	5-480101	
500,000	0	500,000

2) 所得税徴収高計算書（納付書）

①振替により支給日が月をまたいだ場合に抽出処理をした際のメッセージを変更しました。

(例) 会社登録の支給・労働条件タブ→当月支給、前日振替、給与支払基準日が1日の場合

抽出オプション

支給日	【処理月】
給与 12月30日	[01月分]
給与 01月31日	[02月分]
給与 02月28日	[03月分]
給与 04月01日	[04月分]
給与 05月01日	[05月分]
給与 06月01日	[06月分]

開始月
01 月

終了月
06 月

判定基準
支給日

役員区分を参照
 「税理士等の報酬」区分のデータを残す
 「役員賞与」区分のデータを残す

OK(End) キャンセル(Esc)

左の例では1～3月分の給与支給日が土日祝日等と重なって前月支給となり、3月に支給日が存在しません。

処理体系が“通常”のときは抽出月「3月」を選択すると、“納期特例”のときは「3月を含む期間」を選択するとメッセージを表示します。

(従来のメッセージ)

所得税徴収高計算書(納付書)

指定された期間内に支給日の入力されていない月があります。
支給日を正しく入力直してから抽出してください。

OK



(改良後のメッセージ)

所得税徴収高計算書(納付書)

納付書の抽出期間の判定基準が「支給日」に設定されていますが、指定された期間内に支給日が存在しない月があるため抽出できません。
※支給日が土日祝日等のため前月(翌月)支給となった場合等は、支給日の存在しない月ができ、抽出できません。
判定基準を「処理月」にして抽出を行ってください。

OK

修正内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

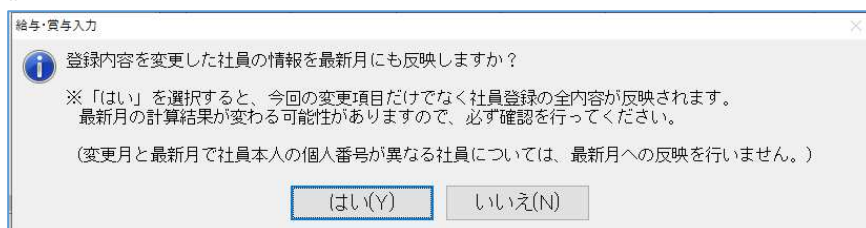
1) 部署登録

- ①社員を登録した追加部署がキャンセル押下により削除されていたのを修正しました。
- ・部署登録画面で部署追加 (F8) →その画面の社員部署移動 (Ins) で社員を追加した部署に移動し、部署移動ダイアログを OK (End) で閉じる→部署登録画面をキャンセル (Esc) で終わると、社員が登録されているにも関わらず部署が追加できていなかったため、社員が登録された部署は削除されないよう修正しました。

II. 給与・賞与／給与・賞与

1) 給与・賞与入力

- ①他のプログラムを同時に開いているときに強制終了していたのを修正しました。
- ・社員一覧入力タブ又は項目一覧入力タブを開きながら、他のプログラム (Excel、Word 等) が最前面にある状態でマウスホイールを使用すると、給与賞与入力強制終了していたのを修正しました。(主に Windows10 で発生していた現象です。)
- ②過去月で入力した退職年月日が当月に反映されなかったのを修正しました。
- ・登録更新の月移動で、前月の社員登録に退職年月日を入れ、OK で閉じる際の「登録内容を変更した社員の情報を最新月にも反映しますか？」のメッセージを“はい”で進んでも、当月の退職年月日が空欄になっていたのを修正しました。



- ③前月端額分が 0 となる社員がいたのを修正しました。
- ・会社登録のシステム設定タブにおいて、端額計算基礎額が“なし以外”に設定されている会社を、翌月更新で「給与→賞与→給与」と進めたあと、会社登録を“端額計算なし”に変更した場合、社員登録で賞与区分が“無し”の社員の前月端額分が 0 になっていたのを修正しました。

(会社登録)

基本会社情報	支給・労働条件	社会保険	税金・年額	システム設定	ユーザ
システム:					
部署管理	2階層まで使用				
区分管理	行わない				
端額 計算基礎額	端額計算なし				
端額 繰越					
扶養控除申告書	作成する				

(社員登録)

賞与区分:	
賞与区分	無し

III. 給与・賞与／賃金台帳

1) 台帳入力

- ①台帳入力追加した賞与に正しく入力できなかったのを修正しました。
- ・翌月更新で賞与を作成済みの会社にて、台帳入力追加した賞与を、年調データ入力の累積入力金額を入力した場合に、入力した金額が翌月更新で作成した賞与の金額と同額だと、年調時の給与・賞与入力の“控除合計”が、追加した賞与を含まない税額で計算される場合があったのを修正しました。

IV. 給与・賞与／出力処理

1) 所得税徴収高計算書（納付書）

- ①同じ期間で再抽出した際に不要なメッセージが表示されていたのを表示しないように修正しました。

V. 給与・賞与／確定保険料算定基礎賃金集計表

1) 確定保険料算定基礎賃金集計表

- ①部署登録後に前年度で賃金集計表を開こうとするとエラーになっていたのを修正しました。
 - ・以下の条件の場合にエラーとなっていました。
 - (1) 4月まではなかった部署を5月以降部署登録している。
 - (2) (1)で作成した部署に社員を追加し、台帳入力のオプション「追加社員の過去月データの作成」を行っている。

以上